

教員養成セミナー2019年3月号  
動画講義

13カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第7回◆教育法規①-1  
教育の目的、理念に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

# テーマ1

## 教育の目標

## テーマ1 1

06.12 教育基本法 前文, 2条

07.06 学校教育法 21条

学習指導要領

08.06 学校給食法 2条

# テーマ1 1

## ▶ 共通する考え

- ▶ ①心, 精神面の教育
- ▶ ②日本の伝統・文化

# テーマ1 1

## 教育基本法 前文

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、**公共の精神**を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、**伝統**を継承し、新しい**文化**の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓ひらく教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

# テーマ1 1

## 教育基本法第2条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

# テーマ1 2

## 学校教育法第21条（義務教育の目標）

義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、**自主、自律及び協同の精神**、規範意識、公正な判断力並びに**公共の精神**に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、**伝統と文化**を尊重し、それらをはぐくんできた**我が国と郷土を愛する態度を養う**とともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

## テーマ1 2

# 学校教育法第21条（義務教育の目標）（cont.）

- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。



# テーマ1 3

## 学校教育法第51条（高等学校教育の目標）

高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、**個性に応じて将来の進路を決定させ**、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

# テーマ1 3

## 学校給食法第2条（学校給食の目標）

学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

教員養成セミナー2019年3月号  
動画講義

13カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第7回◆教育法規①-2  
教育の目的、理念に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

## テーマ2

# 日本国憲法と教育

## テーマ2 1

### 日本国憲法第26条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく**教育を受ける権利**を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に**普通教育を受けさせる義務**を負ふ。義務教育は、これを**無償**とする。

## テーマ2 1

### 日本国憲法第20条第3項

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

### 日本国憲法第44条

両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

### 日本国憲法第89条

公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

## テーマ2 2

### 日本国憲法第14条第1項

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

### 教育基本法第4条第1項

すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

## テーマ2 3

### 日本国憲法第26条第2項前段

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。

### 教育基本法第5条第1項

国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

### 学校教育法第16条

保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。



## テーマ2 2

### 日本国憲法第26条第2項後段

義務教育は、これを無償とする。

### 教育基本法第5条第4項

国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

### 義務教育諸学校の教科用図書は無償に関する法律第1条第1項

義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。

教員養成セミナー2019年3月号  
動画講義

13カ月完成  
教職・一般教養  
トレーニングブック

◆第7回◆教育法規①-3  
教育の目的、理念に関する法規

講師：植竹 丘（共栄大学）

## テーマ3

# 教育基本法の諸規定と各学 校段階の目的

## テーマ3 1

### 教育基本法第14条第2項

法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

### 教育基本法第15条第2項

国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

## テーマ3 1

### 教育基本法第6条第1項

法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

### 学校教育法第1条

この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

## テーマ1 問4

### 学校教育法第29条

小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

### 学校教育法第45条

中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

### 学校教育法第50条

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

## テーマ1 問4

- ▶ 何に応じるか
  - ▶ 心身の発達（小学校，中学校）
  - ▶ 心身の発達及び進路（高等学校）
- ▶ 何を施すか
  - ▶ 義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なもの（小学校）
  - ▶ 義務教育として行われる普通教育（中学校）
  - ▶ 高度な普通教育及び専門教育（高等学校）

## テーマ1 問4

### 学校教育法第49条の2

義務教育学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする。

### 学校教育法第63条

中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。